

鬼北町農業集落排水事業經營戰略

令和4年3月

鬼北町 環境保全課

目次

1	経営戦略改定の趣旨	1
2	経営戦略の基本的な考え方	1
3	事業の現況	
	(1) 事業の現況	2
	(2) 民間活力の活用等	3
	(3) 経営比較分析表を用いた現状分析	4
4	人口の動態と事業環境	
	(1) 過去から現在までの状況	7
	(2) 将来の事業環境	7
5	経営の基本方針	9
6	投資・財政計画（収支計画）	
	(1) 投資・財政計画（収支計画）	10
	(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	10
7	今後の取組方針	
	(1) 投資の合理化	13
	(2) 効率的な組織体制の構築	13
	(3) 人材の確保・育成	13
8	経営戦略の事後検証・更新について	14

別紙 投資・財政計画（収支計画）

鬼北町農業集落排水事業経営戦略

団体名：鬼北町

公営企業法：非適用（令和5年4月1日一部法適用予定）

事業名：農業集落排水事業経営戦略

策定年月：平成29年1月

改定年月：令和4年3月

計画期間：令和4年度～令和13年度

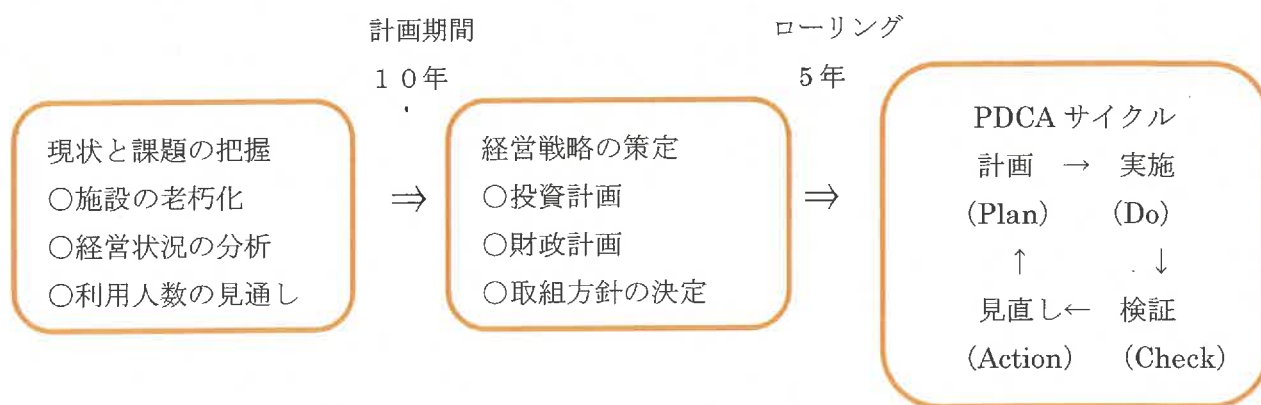
1 経営戦略改定の趣旨

鬼北町では、下水道（農業集落排水）サービスの提供に必要な施設の老朽化に伴う更新投資の増大や人口減少に伴う料金収入の減少等により農業集落排水事業をめぐる経営環境は年々厳しさを増しています。

このような中、平成29年1月に「鬼北町農業集落排水事業経営戦略」を策定し、将来にわたって住民生活に必要な下水道サービスを安定的に継続するための取り組みを実施してきました。

鬼北町では、より細かい経営分析により経営の効率化と合理化を図り、事業を安定的かつ持続的に進めるため、令和5年度に公営企業会計に移行する予定としております。より詳細な経営戦略については、公営企業会計移行後に改定するものとし、今回は、前回策定からの状態乖離の修正に重点を置き経営戦略を改定します。

2 経営戦略の基本的な考え方



(1) 計画期間

計画期間は、中長期的な視点から令和4年度（2022年度）から令和13年度（2031年度）の10年に設定しています。

(2) 収支均衡（投資・財政計画）

将来予定している事業を見込んだ上で収益的収支における純利益が黒字になるように計画しています。

3 事業の現況

(1) 事業の現況

農業集落排水事業は、平成4年度から平成19年度までに計6地区の整備を実施しました。また、令和3年3月までに処理場の統合・縮小・廃止や広域化・共同化・最適化については実施していません。なお、西部地区において、個人浄化槽1ヶ所を整備しており西部地区の農業集落排水事業の一環として維持管理を実施しています。令和2年度から令和5年度にかけて、施設の老朽化対策工事を実施しています。また、地方公営企業法の一部財務規定等適用については、令和5年4月1日に予定しております。

① 施設

農業集落排水処理施設地区名	供用開始年月	処理区域内 面積 (ha)	処理区域内 人口 (人) (令和3年4 月1日現在)	計画人口 (人)	使用人数 (個人人数) + (業務人数) 令和3年4月1 日現在	処理区域内 人口密度 (人/ha)	中継ボ ンプ場 数(基)	管路延 長 (km)
新田地区	平成4年6月	3	86	※150→ 100	86	28.7	0	1.8
西部地区	平成13年10月	22	403	720	352	18.3	11	8.3
清水地区	平成15年10月	44	413	800	358	9.4	12	12.6
奈良地区	平成18年10月	30	484	570	406	16.1	9	7.9
幸田地区	平成19年10月	53	749	1,600	647	14.1	18	15.8
川口地区	平成19年4月	6	35	※110→40	30	5.8	1	1.8
6処理場全体		158	2,170	※3,950→ 3,830	1,879	13.7	51	48.2

※新田・川口地区は、令和3年度の改修工事で処理場の処理能力の適正化をはかり、計画人口を変更しました。

② 使用料の料金体系 (1か月当たりの使用料)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	「世帯割」の1,980円と「世帯の人数割り」人数×@660円の合計 基本的には1つの公共枡を1世帯と見なし金額を算定		
業務用使用料体系の概要・考え方	「事業所割」の3,960円と「面積又は水道使用量等で算定した人数」×@660円の合計		
その他の使用料体系の概要・考え方	集会所は定額1,980円		
条例上の使用料 ※1 (20㎡当たり) ※過去3年度分を記載	平成30年度	3,860円	実質的な使用料 ※2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載
	令和元年度	3,860円(9月まで) 3,960円(10月以降)	
	令和2年度	3,960円	
	平成30年度	3,646円	
	令和元年度	3,943円	
	令和2年度	4,191円	

※1 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡当たりの使用料をいう。

※2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみではなく業務用を含む)をいう。

③組織

職員数	3名	農業集落排水に関する業務を1名で実施
事業運営組織等	<pre> graph TD A[鬼北町環境保全課 環境衛生係] --> B[農業集落排水事業 特別会計 1名] A --> C[公共浄化槽等整備 推進事業特別会計 1名] A --> D[その他 1名] </pre>	

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託含む)	維持管理 (6地区)、水質検査 (6地区)、電気保安 (2地区)、消防点検 (1地区) を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	現在のところ予定はありません。
	ウ PPP/PFI※	現在のところ予定はありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)	今後検討していきます。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)	今後検討していきます。

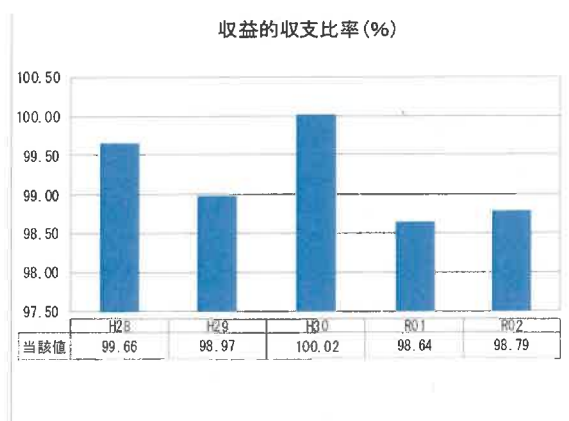
※PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI など様々な方式があります。

※PFI (Private Finance Initiative) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(3) 経営比較分析表を用いた現状分析

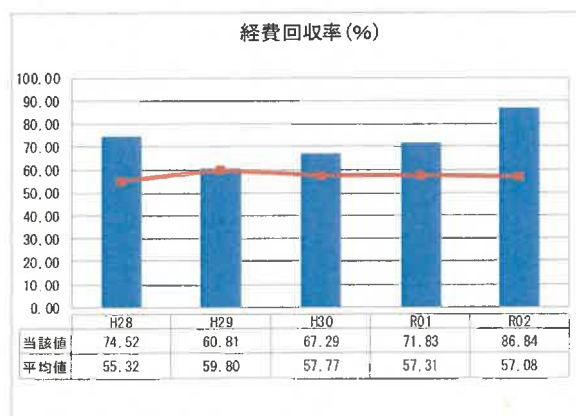
鬼北町ホームページに公開している経営比較分析表に基づき考察します。

※棒グラフ：鬼北町の実績値 折線グラフ：類似団体の平均値



収益的収支比率とは、「総収益÷(総費用+地方債償還金)×100%」により算出されるものです。この値が、100%以上であれば健全な経営とされています。

鬼北町では、一般会計から農業集落排水事業への繰出しを実施しています。人口密度の低い過疎地域で自立した経営を行うことは困難ですが、各施設の一生涯のコストを抑制し、より自立した経営を目指す必要があります。



経費回収率とは、「使用料収入÷汚水処理費×100%」により算出されるものです。使用料収入で汚水処理費の何%を賄っているかの指標であり、この数字が高いほど良いとされます。

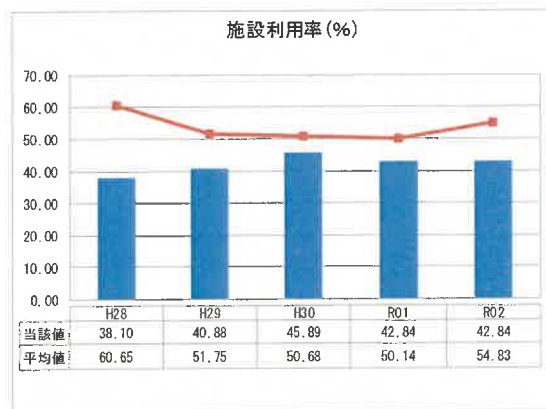
鬼北町は類似団体と比較すると、高い値ではありますが、経費の回収率が望ましいとされる100%には到底及びません。

使用人数の減少による使用料収入の減少や機器の老朽化による修繕費用の増加が推測されますが、低コストで持続可能な維持管理を模索し、平常時で80%以上になるよう努力します。



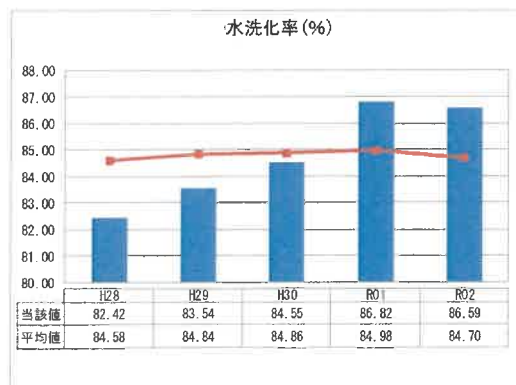
汚水処理原価とは「汚水処理費（維持管理費）÷年間有収水量」により算出されるものです。この値が類似団体と比較して高ければ、処理場等の能力等が現時点で過大なものとなっている可能性が高いと言われています。

鬼北町は、類似団体と比較して、平均的な状態にあります。将来的には人口の減少に伴い年間有収水量が減少していくことが考えられます。更新整備の際に、現人口及び将来人口を考慮し、施設の規模の適正化等を図っていき汚水処理費の低減に努めていきます。



施設利用率とは、「晴天時の汚水処理量÷晴天時の汚水処理能力×100」により算出されるものです。

施設利用率については、類似団体と比較しても低い値となっております。今後対策をしなければ、過疎化、少子化によりさらに低下する可能性が有ります。過大なスペックとなっている処理場があることが推測されますので、改築の際に規模の見直しや規模に応じた機器の整備を実施していきます。



水洗化率とは「現在水洗便所設置済人口÷現在処理区域内人口×100%」により算出されるものです。現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口の割合を示します。

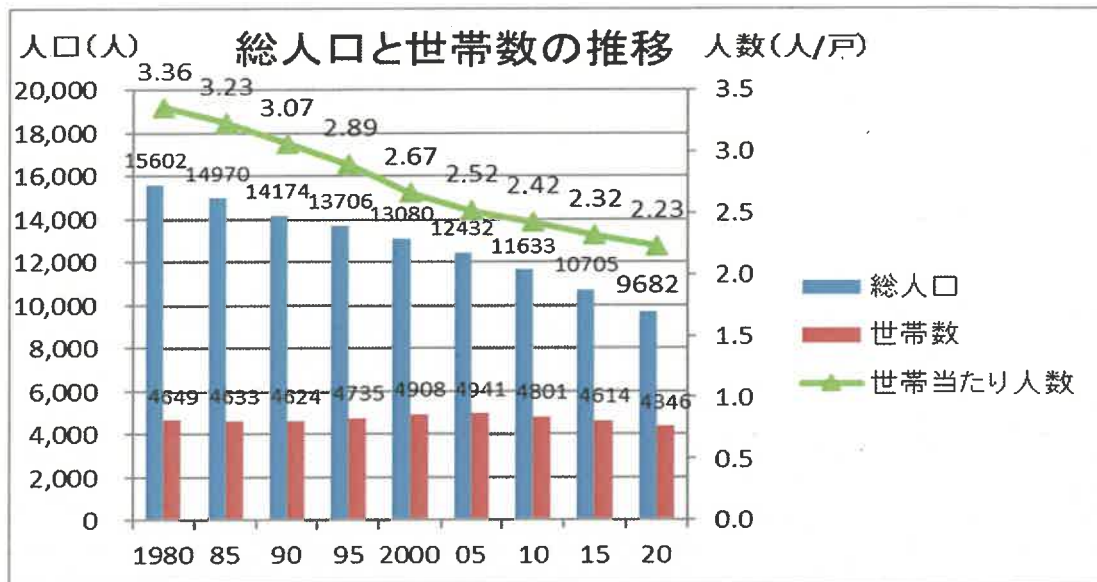
鬼北町は、類似団体より水洗化率が若干高い状態にあります。

4 人口の動態と事業環境

(1) 過去から現在までの状況

鬼北町内の総人口及び1世帯当たりの人数は、下図のとおり推移しています。

総人口は減少傾向が続いており、世帯数については、1980年から2005年の国勢調査まで横ばいあるいは増加し、2010年以降減少しています。1世帯当たりの人数が減少していることから、核家族化や、単身世帯の増加により世帯数が増加したものの、その後人口の減少とともに世帯数も減少しているものと考えられます。



(国勢調査より)

(2) 将来の事業環境

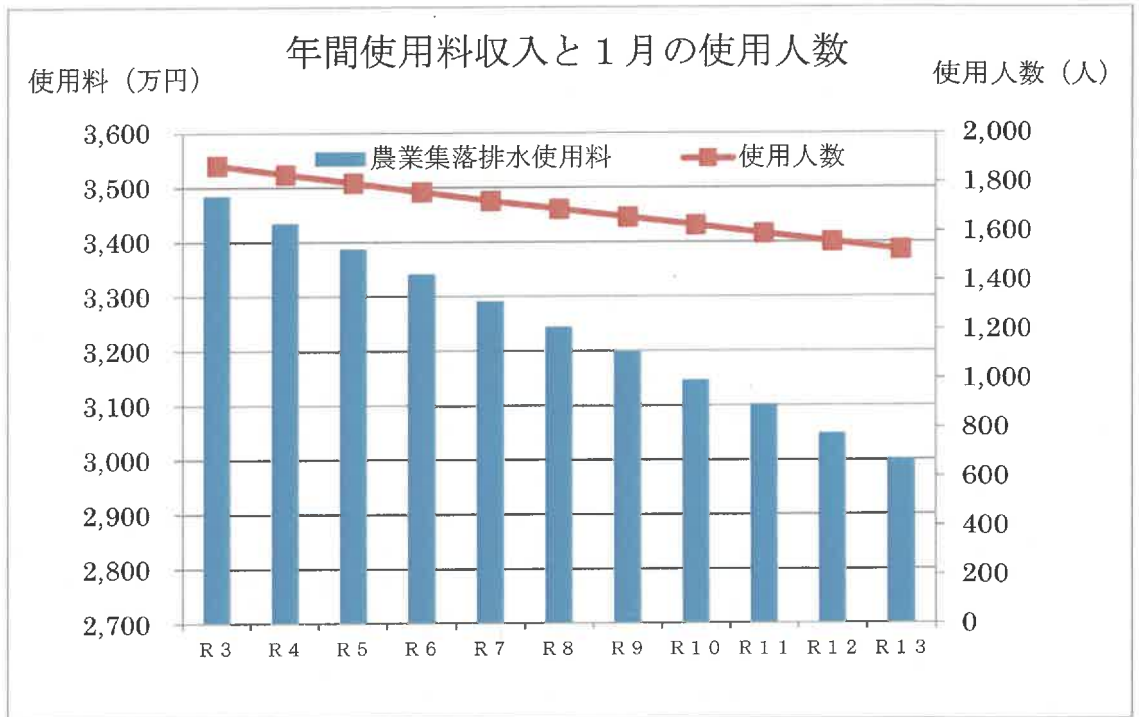
① 使用人数と料金収入の予測について

農業集落排水処理施設を整備した地域において、使用人数と使用料金の収入予測を実施しました。

予測の為の条件

使用人数：国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口の推定値を基に、現在の集落排水利用人数により算定。新規接続については、今回の予測には反映していません。

使用料：現在の料金体系で、使用人数及び世帯数が増減するものとして算定しています。



使用人数の減に伴い、使用料収入が減少しています。令和3年度と令和13年度と比較すると、使用人数が344人減少し、使用料収入が年間約484万円減少することが予測され、将来的に厳しい経営状態になることが懸念されます。

② 有収水量について

有収水量の予測については、使用人数が減れば同様に減少するものと思われます。現在の使用人数による料金体系では有収水量の予測は使用料の算定には影響ありませんが、上水道事業と統合し料金体系を上水道の使用料に応じて徴収する従量方式に変更することを検討する際には、有収水量の将来的な見通しを考慮する必要があります。

③ 施設の見通し

農業集落排水処理施設地区名	供用開始年月	処理区域内人口	計画人口	使用人数	中継ポンプ場数	管路延長 (km)
		(令和3年4月1日現在)		(個人人数)+(業務用人数) 令和3年4月1日現在		
新田地区	平成4年6月	86	150→100	86	0	1.8
西部地区	平成13年10月	403	720	352	11	8.3
清水地区	平成15年10月	413	800→380	358	12	12.6
奈良地区	平成18年10月	484	570	406	9	7.9
幸田地区	平成19年10月	749	1,600	647	18	15.8
川口地区	平成19年4月	35	110→40	30	1	1.8
6処理場全体		2,170	3,950→ 3,410	1,879	51	48.2

農業集落排水処理施設は、耐用年数を経過した機器類もあり、メンテナンスを実施しながら使用する必要があります。

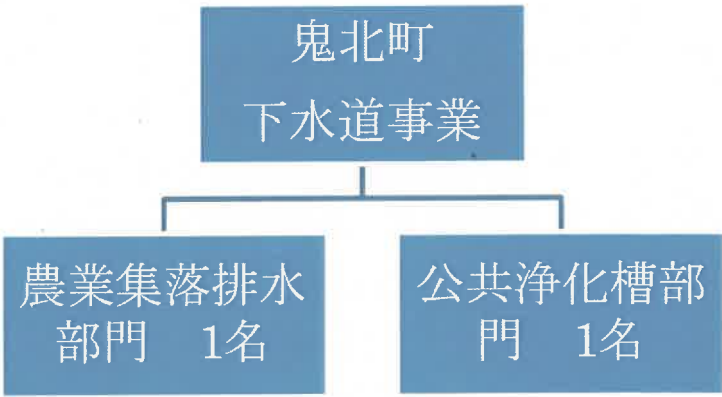
令和2年度から令和5年度にかけて施設の改修工事を実施しています。新田処理場や川口処理場では、施設の老朽化や人口減少により適正に汚水の処理ができなくなることが懸念されることから処理水槽を更新することとしました。その際現状の使用人数を考慮し、計画人口の見直し、施設改修を実施することとしました。清水処理場においては、2つの水槽を使用し汚水を処理する工程を1つの水槽で処理するよう改造する計画です。その際水の曝気や攪拌に大きなエネルギーを使用する現処理方式から、省力運転可能な処理方式に変更します。

新田・川口・清水の改修を実施し水質や維持管理の状況を踏まえ、西部・奈良・幸田処理場の大規模改修が必要となった時期に改修を実施していきます。

また、西部と奈良の処理場については、比較的近接した処理場のため1つに統合することを検討したり、逆に分割して管路の総延長を短くするなど、将来的に最適な整備を検討・実施していきます。

管路や中継ポンプ場の改修についても機能診断の結果に基づき実施していきます。

④ 組織の見通し

職員数	2名	農業集落排水に関する業務は1名で実施
事業運営組織等	 <pre> graph TD A[鬼北町 下水道事業] --> B[農業集落排水 部門 1名] A --> C[公共浄化槽部 門 1名] </pre>	

現在農業集落排水事業1名、公共浄化槽事業1名の体制で事業を実施しています。令和5年4月1日に下水道事業として両事業を統合し、それぞれの事業はセグメント分けし事業を実施する予定です。技術の継承の観点から考えると増員した方が良いものの、経営環境・事業の規模から増員・減員は困難であるため農業集落排水部門は実質的には現状のまま1名と推測されます。

5 経営の基本方針

- ・四万十川上流域であるという自覚と、将来の世代に豊かな自然を伝えていくという自覚のもと水質保全に取り組みます。
- ・パリ協定を鑑み、二酸化炭素排出の削減と水環境に配慮した施設の更新整備を実施します。
- ・環境にも財政にも優しい施設の運転と運転方法の確立。
- ・事故の未然防止と、異常・故障への早期対応。

6 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

目標	<p>ストックマネジメントの考え方を取り入れた計画の中で、機械の数を削減することにより故障の発生リスクを減らし、維持管理の簡素化・省電力化を図り大規模改築等の時期に合わせて、処理方式の変更や処理場の規模の変更も検討し整備を実施していきます。</p>
----	--

②主要な投資の内容等

最適整備構想の結果を踏まえて令和2年度から令和5年度まで改修工事を実施しています。「清水地区の改修及び処理方式の変更」、「奈良・清水地区のマンホールポンプ場等の通信装置の改修」、「奈良・幸田地区のマンホールポンプの改修」を予定しています。

主な事業の概要

事業名称等	事業期間	事業費（千円）	事業の内容	事業による効果
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施設計委託料 ・ 西部地区マンホールポンプ場無線通信装置改修工事 	R2	8,468	通報装置の更新	ポンプ場の異常を的確に知り、異常時の早期対応と連絡体制の改善が図られる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新田農業集落排水処理場施設改修工事 ・ 川口農業集落排水処理場施設改修工事 ・ 通報装置取替工事 	R3	65,000（概算）	新田・川口処理場の水槽改修工事・通報装置の更新（奈良 MP 及び新田・川口処理場）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安定した水処理の実施 ・ ポンプ場の異常を的確に知り、異常時の早期対応と、連絡体制の改善が図られる。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 清水処理場改修事業 	R4	14,000（概算）	水中エアレータ一から微細目散気管装置への変更	処理方式の変更による二酸化炭素排出削減と更新整備時における費用の削減
<ul style="list-style-type: none"> ・ 清水マンホールポンプ場無線通信装置改修工事 ・ 奈良・幸田地区 マンホールポンプ改修工事 	R5	20,700（概算）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報装置の更新 ・ ポンプの更新 	ポンプ場の異常を的確に知り、異常時の早期対応と、連絡体制の改善が図られる。

※事業費には、設計費、事務費等は含まれていません

③今後の検討課題

- 当面厳しい財政状態が続くことが予想されていますが、「人口減少社会による対応」、「防災・衛生・安全対策」の面で強靱化を図っていくことが今後の課題となっています。
- ・人口動向を踏まえ、処理場の統廃合の検討（西部地区と奈良地区の統廃合）
 - ・処理場ごとのスペックダウンと運転方法の変更
 - ・水質検査の項目・回数等の見直し
 - ・災害に備えた道具・工具類の整備と備蓄品（石灰・燃料等について）
 - ・停電時の処理場及びマンホールポンプ場の電源対策

④ 収支計画のうち財源についての説明

目標	経常的に支出される汚水処理費用に対する使用料収入がおおむね 100%程度となることを目指します。
----	--

財源積算の考え方

主な財源の積算方法については、次のとおりです。

○料金収入

財源を確保するために農業集落排水使用料を改定し増収を図る手段もありますが、人口減少社会で人口減少を加速させる恐れがあります。数年かけてランニングコストを低減し、水道事業との統合等の案件を踏まえ、使用料の改定については慎重に対応すべきと考えます。

○下水道事業債

建設改良費（施設の大規模改修等に要する資金）に充てるための下水道事業債は、世代間負担の公平性に配慮し計画しています。

○繰入金

これまで一般会計が負担すべき経費（高度処理費・分流式下水道等に要する経費等）については、基準内繰入を行っています。基準内繰入で賄えない分については基準外の繰入を実施しています。基準外の繰入金が増加しないよう、ランニングコストの低減を図ります。

○国（都道府県）補助金

計画している事業のうち、国庫補助事業のメニューに該当するものは、国庫補助金の交付を受ける計画としています。また、事業の実施にあたり下水道事業債・過疎対策事業債・公営企業会計適用債を借入する予定としています。

⑤ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費の積算の考え方等

<p>民間活用に関する事項 (民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など)</p>	<p>他自治体の先進的事例の調査を行い、民間活用によるメリットデメリットや、責任の所在等も鑑み、民間活用を検討します。</p>
<p>職員給与費に関する事項</p>	<p>農業集落排水に従事している職員は1名であり、令和5年度に浄化槽事業との統廃合も予定されていますが、実際に農業集落排水事業に従事する者の人件費に大きな変化はないと思われます。職員給与費としては、これまでの実績を基に計上しています。</p>
<p>動力費に関する事項</p>	<p>動力費は農業集落排水の経費の中で大きなウエイトを占めています。その中でもポンプ類が大きなウエイトを占めます。処理人数の減少に伴い、スペックダウンや高効率ポンプの導入も考えられますが、運転方法の変更や省エネVベルトの導入等大きな経費がかからないことから実施します。動力費としては、これまでの実績を基に金額を計上しています。</p>
<p>薬品費に関する事項</p>	<p>奈良地区、幸田地区においてリンの吸着の為に薬剤を用いています。この処理方式で実施している間は、薬剤費の大きな増減はありません。薬剤費としては、これまでの実績を基に金額を計上しています。</p>
<p>修繕費に関する事項</p>	<p>耐用年数を超えた機器も多く存在し、劣化による故障等の事例も見受けられます。故障箇所の早期発見や、オイル交換・グリスアップ等のメンテナンスの実施による機器の長寿命化を図ります。</p> <p>修繕費としては、これまでの実績を基に金額を計上しています。継続して絶縁抵抗値の計測等も実施し、機器の異常の早期発見に努めます。</p>
<p>委託費に関する事項</p>	<p>維持管理の作業内容は、処理場の処理方式や規模に影響を受けることから、未改修施設の委託費について大きな変動はないものと推測されます。</p> <p>改修整備を実施する新田・川口の維持管理委託料は新たに算定を実施し、未改修施設の委託料は既存の算定額を計上しています。</p> <p>その他の委託業務については現在委託予定の金額を計上しています。</p>
<p>その他の投資以外の経費に関する事項</p>	<p>特にありません。</p>

⑥資産の有効活用・その他

特別な資産の有効活用は考えていません。

7 今後の取組方針

(1) 投資の合理化

①施設・設備のダウンサイジング

人口減少による排水量の減少が見込まれており、将来的に施設の稼働率が大きく低下すれば、排水処理の規模に見合った施設規模・能力に合わせていく必要があります。近接する位置に処理場がある場合、施設の統廃合により施設規模の適正化を図ることで投資額を抑制できるケースも考えられます。ただし、安易に施設規模を縮小するのではなく施設の余裕度や安全性を考慮し、農業集落排水処理システム全体の再構築を図り、施設・設備のダウンサイジングを進めていきます。

②性能のスペックダウン等

施設・設備が更新時期を迎えた場合、単に既存施設と同じ性能のものを更新するのではなく、将来の排水処理量を踏まえた性能で更新する必要があります。

また、消費電力の少ない高効率のモーターの導入や、水中エアレーターを用いた処理方式から微細目散気管を用いた処理方式への変更により、更新費用の低減と電力消費量の低減による二酸化炭素の排出量の削減が図れる可能性があります。

③予防保全による適切な維持管理（長寿命化）

対症的に劣化した箇所を補修する従来の事後保全に加え、劣化が進む前に計画的に修繕を実施する予防保全に取り組むことにより、LCC（ライフサイクルコスト）の低減を図ることが出来ます。最適整備構想の結果を踏まえ、適切に維持管理を実施していきます。

(2) 効率的な組織体制の構築

将来的に上水道事業と下水道事業の組織統合を図ることで、双方の効率的な事業経営を目指します。なお、組織統合により経理・料金収納等における共通事務の処理効率が高まることや、受付窓口の一元化によって迅速かつ利便性が高いサービスの提供が可能となり町民サービスの向上が期待されます。

(3) 人材の確保・育成

これまでの1人体制では、人材の育成を継続して実施することは困難です。台帳整理や、委託している維持管理業者によるノウハウの蓄積に期待せざるを得ません。

担当職員の資格取得や研修による維持管理内容の把握により、維持管理委託業者と切磋琢磨し、最適な維持管理を目指すべきです。以下に農業集落排水事業の担当者が保持したほうが好ましい資格を示します。

・浄化槽管理士・浄化槽設備士・公害防止管理者（水質）・電気工事士

8. 経営戦略の事後検証・更新について

経営戦略の計画の策定で終わりではなく、毎年度の進捗状況の確認を行うとともに、5年毎に見直しを実施することでPDCAサイクルを働かせていきます。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円,%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
区 分		(決算)	(決算)	(令和3)										
収益的収入	1 総 収 益 (A)	83,397	73,793	70,023	78,279	72,837	72,833	73,021	73,437	72,978	72,205	69,138	66,546	62,865
	(1) 営 業 収 益 (B)	34,583	34,875	34,868	34,369	33,894	33,434	32,936	32,460	32,009	31,486	31,035	30,504	30,029
	ア 料 金 収 入	34,559	34,855	34,848	34,349	33,874	33,414	32,916	32,440	31,989	31,466	31,015	30,484	30,009
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他	24	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20
	(2) 営 業 外 収 益	48,814	38,918	35,155	43,910	38,943	39,399	40,085	40,977	40,969	40,719	38,103	36,042	32,836
	ア 他 会 計 繰 入 金	45,880	38,018	31,985	37,725	37,958	39,014	39,700	40,592	40,584	40,334	37,718	35,657	32,451
	イ そ の 他	2,934	900	3,170	6,185	985	385	385	385	385	385	385	385	385
	2 総 費 用 (D)	56,316	47,111	44,949	52,342	46,661	45,610	45,087	44,553	44,009	43,472	42,949	42,467	42,030
	(1) 営 業 費 用 (E)	49,082	40,390	38,720	46,586	41,356	40,745	40,745	40,745	40,745	40,745	40,745	40,745	40,745
	ア 職 員 給 与 費	7,888	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954	7,954
	うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	イ そ の 他	41,194	32,436	30,766	38,632	33,402	32,791	32,791	32,791	32,791	32,791	32,791	32,791	32,791
(2) 営 業 外 費 用	7,234	6,721	6,229	5,756	5,305	4,865	4,342	3,808	3,264	2,727	2,204	1,722	1,285	
ア 支 払 利 息	7,234	6,721	6,229	5,756	5,305	4,865	4,342	3,808	3,264	2,727	2,204	1,722	1,285	
うち 一 時 借 入 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
イ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	27,081	26,608	25,074	25,937	26,176	27,223	27,934	28,884	28,969	28,733	26,189	24,079	20,835	
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	0	8,616	13,890	66,486	24,442	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 地 方 債 借 入	0	3,500	5,200	28,600	9,600	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 資 本 費 平 準 化 債													
	(2) 他 会 計 補 助 金	0	196	830	386	322	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) 他 会 計 借 入													
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	0	4,920	7,860	37,500	14,520	0	0	0	0	0	0	0	0
	(6) 工 事 負 担 金													
	(7) そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)	27,084	35,217	38,716	92,695	50,618	27,223	27,934	28,884	28,969	28,733	26,189	24,079	20,835
	(1) 建 設 改 良 費	0	8,542	13,400	66,888	24,200	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	27,084	26,675	25,316	25,807	26,418	27,223	27,934	28,884	28,969	28,733	26,189	24,079	20,835
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 27,084	△ 26,601	△ 24,826	△ 26,209	△ 26,176	△ 27,223	△ 27,934	△ 28,884	△ 28,969	△ 28,733	△ 26,189	△ 24,079	△ 20,835	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 3	7	248	△ 272	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
積 立 金 (K)														
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)	50	47	54	302	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)														
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	47	54	302	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	47	54	302	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
実 質 収 支 差 引 (N)-(O) (P)	47	54	302	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$) (Q)														
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	100.0	100.0	99.7	100.2	99.7	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	34,583	34,875	34,868	34,369	33,894	33,434	32,936	32,460	32,009	31,486	31,035	30,504	30,029	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)														
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
地 方 債 残 高 (X)	348,076	325,801	308,085	316,678	300,460	273,237	244,598	214,931	185,172	155,643	128,652	103,764	82,114	

(単位:千円) (単位:千円)

○他会計繰入金

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
区 分		(決算)	(決算)											
収益的収支分		18,796	11,343	6,669	11,918	11,540	11,791	11,766	11,708	11,615	11,601	11,529	11,578	11,616
	うち 基 準 内 繰 入 金	9,350	7,348	6,493	6,006	5,555	5,115	4,592	4,058	3,514	2,977	2,454	1,972	1,535
	うち 基 準 外 繰 入 金	9,446	3,995	176	5,912	5,985	6,676	7,174	7,650	8,101	8,624	9,075	9,606	10,081
資本的収支分		27,084	26,871	26,146	26,193	26,740	27,223	27,934	28,884	28,969	28,733	26,189	24,079	20,835
	うち 基 準 内 繰 入 金	27,084	26,871	25,316	25,807	26,418	27,223	27,934	28,884	28,969	28,733	26,189	24,079	20,835
	うち 基 準 外 繰 入 金	0	196	830	386	322	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		45,880	38,214	32,815	38,111	38,280	39,014	39,700	40,592	40,584	40,334	37,718	35,657	32,451